

亀山市告示第167号

亀山市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年7月11日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示

亀山市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成20年亀山市告示第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項第1号を次のように改める。

（1）雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座

第5条第1項中「20パーセント」を「60パーセント」に、「10万円」を「20万円」に改め、同条第2項中「4千円」を「1万2千円」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。